

新潟市要綱で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市要綱で定める様式（以下「様式」という。）の敬称の取扱いについて、当該新潟市要綱の特例を定めるものとする。

(敬称に関する特例)

第2条 様式の敬称の取扱いについては、様式の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

□ 市長その他市の機関（以下「市長等」という。）が発する文書の敬称は、様を用いる。

□ 市長等が收受する文書は、その様式中に敬称を用いず、（宛先）を冠し、市長等の機関名のみを表記する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の第1条に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。